



(公 印 省 略)
建 指 第 2006 号 -4
平 成 30 年 3 月 23 日

建築関係団体 代表者 様

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長

建築基準条例等の一部を改正する条例の公布について (通知)

平成 30 年 3 月 22 日付け兵庫県公報第 2 号外にて建築基準条例等の一部を改正する条例 (平成 30 年兵庫県条例第 33 号) が公布されましたので、下記の関係資料を添え通知します。

また、平成 30 年 3 月 5 日に別添の住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 (平成 30 年兵庫県条例第 5 号。以下「条例」という。) が公布され、住宅宿泊事業法 (平成 29 年法律第 65 号) 第 2 条第 5 項に規定する届出住宅は、条例第 7 条において建築基準条例 (昭和 46 年兵庫県条例第 32 号) その他の建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) に基づく条例又は規則の規定上の「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」であることとされていますので、建築基準条例の適用についてご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1 平成 30 年 3 月 22 日付け兵庫県公報の写し (抜粋)
- 2 新旧対照表 (建築基準条例)

問い合わせ先 : 兵庫県県土整備部住宅建築局
建築指導課建築指導班
担当 : 高橋
Tel : (078)341-7711 (内線)4717
Fax : (078)362-4455



兵庫県公報

平成30年3月22日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	6
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	15
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	25
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	26
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	27
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）	28
○ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（同）	28
○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（同）	29
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	29
○ 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例及び消費生活条例の一部を改正する条例（消費生活課）	30
○ 兵庫県社会福祉研修所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	30
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（同）	31
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	33
○ 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（同）	33
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（介護保険課）	34
○ 精神保健指定医の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	35
○ ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（障害者支援課）	35
○ 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（社会福祉課）	38
○ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	38
○ 食肉衛生検査センター設置条例の一部を改正する条例（同）	39
○ 主要農作物種子生産条例（農産園芸課）	39
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	40
○ 建築基準条例等の一部を改正する条例（建築指導課）	40
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）	41
○ 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（文化財課）	41

公布された法令のあらまし

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例
- 4 警察手数料徴収条例

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 平成30年7月に県政150周年を迎えることを契機として、県民の参画と協働をさらに強化し、県民とともに地域創生を進める観点から、地域における公益的役割を担う法人等が行う活動を支援する県民を応援するため、個人県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大することとした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

(2) 知事は、(1)ア及びイの審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していると認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。

(3) 知事は、(1)ア又はイの審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導及び助言をすることができるものとする。

◎景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 複数の市町域に広がる優れた景観を有するものとして指定する広域景観形成地域において、一体感のある調和のとれた景観形成をより一層推進するため、当該広域景観形成地域内にある景観計画を定める市町の区域についても広域景観形成基準を適用することとする等所要の整備を行うこととした。

2 都市計画法の一部改正により、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する新たな用途地域として田園住居地域が創設されることに伴い、当該田園住居地域において、新築等の行為をしようとする際に、その内容を知事に届け出る必要のある建築物又は工作物の規模の範囲を定めることとした。

3 旅館業法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

◎建築基準条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

都市計画法の一部改正により、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域として田園住居地域が創設されることに伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

1 建築基準条例

2 屋外広告物条例

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

4 暴力団排除条例

◎兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を減員することとした。

2 短時間勤務の職に再任用される学校教職員の数の上限を改めることとした。

◎教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的により埋蔵文化財を包蔵する土地を発掘しようとする場合の届出の受理等に関する事務を迅速に処理するため、文化財保護法及び文化財保護法施行令の規定により県教育委員会が処理することとされている当該事務を中核市が処理することとし、所要の整備を行うこととした。

2 文化財保護法施行令の一部改正により、文化財保護法に基づく市の区域内の都市計画法に定める田園住居地域における史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する事務を市の教育委員会が行うこととされることを踏まえ、兵庫県文化財保護条例に基づく市の区域内の田園住居地域における指定史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する事務を当該市が処理することとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第 1 条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 健康生活科学研究所使用料及び手数料の款中「健康生活科学研究所使用料」を「健康科学研究所使用料」に改め、同款理化学的検査料の項中「39,700円」を「40,000円」に改め、同表家畜保健衛生所手数料の款細菌検査料の項中「農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第33条第 1 項又は第34条の 3 第 1 項」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）附則第10条の規定により読み替えて適用される同令第117条第 1 項又は第166条」に改める。

別表第 3 の 4 の部(6)の款中「2,800円」を「2,900円」に改め、同部(8)の款中「1,800円」を「1,900円」に改め、同部(9)の款中「5,000円」を「6,500円」に、「3,400円」を「4,500円」に、「2,700円」を「3,600円」に改め、同部(12)の款中「2,800円」を「2,900円」に改め、同部(14)の款中「1,800円」を「1,900円」

査

(2) 種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 知事は、前項第1号及び第2号の審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していると認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。

3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(主要農作物種子法施行条例の廃止)

2 主要農作物種子法施行条例(昭和36年兵庫県条例第3号)は、廃止する。



景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第32号

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「及び第2種低層住居専用地域」を「第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同条第6号ア中「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「次号」を「イ」に改める。

第30条中「、同法」を「並びに同法」に改め、「伝統的建造物群保存地区」の右に「(以下「地区計画等」という。)」を加え、「地区計画等」を「景観計画」に改める。

第31条第1項中「第15条」の右に「、第16条」を加え、同条第2項中「大規模建築物等」を「景観計画を策定し、又は大規模建築物等」に改め、「第15条」の右に「、第16条」を加え、同条第3項中「神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市又は屋外広告物条例第30条の2に規定する」を「屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例を制定している」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号アの改正規定は、旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)の施行の日から施行する。



建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第33号

建築基準条例等の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

第1条 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の款中「又は第2種低層住居専用地域」を「、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(屋外広告物条例の一部改正)

第2条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第2種中高層住居専用地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び準住居地域（）」を「、準住居地域及び田園住居地域（）」に改める。
（暴力団排除条例の一部改正）

第 4 条 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「準住居地域」の右に「、田園住居地域」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（暴力団排除条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 4 条の規定による改正後の暴力団排除条例（以下「改正後の条例」という。）第13条の規定は、この条例の施行又は同条の規定の適用の際現に運営されている暴力団事務所等（暴力団排除条例第 2 条第 6 号に規定する暴力団事務所等をいう。以下同じ。）であって、新たに改正後の条例第13条の規定により暴力団事務所等を運営してはならないこととされる区域に存するものについては、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第34号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「13,723人」を「13,807人」に、「7,824人」を「7,684人」に、「8,278人」を「8,178人」に、「3,305人」を「3,321人」に、「33,130人」を「32,990人」に改める。

附則第 2 項中「295人」を「265人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第35号

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、同表 4 の項中「又は第 2 種低層住居専用地域」を「、第 2 種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同項を同表 5 の項とし、同表 3 の項中「5 の項」を「6 の項」に、「4 の項」を「5 の項」に改め、同項を同表 4 の項とし、同表 2 の項を同表 3 の項とし、同表 1 の項を同表 2 の項とし、同表事務の項の次に次のように加える。

<p>1 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (i) 法第93条第 1 項において準用する法第92条第 1 項の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市</p>
---	-------------------------

現 行

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域	法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域
	10分の10の区域
	10分の15及び10分の20の区域
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域
	10分の20の区域
	10分の30の区域
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
	10分の30の区域
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあってはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあってはロとする。

3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

改 正 案

(日影による中高層の建築物の高さの制限)

第2条の2 法第56条の2第1項の対象区域は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの対象区域ごとに法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象区域	法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号
法別表第4(い)欄に掲げる地域又は区域	法第52条第1項各号に掲げる建築物の容積率が定められた区域
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5、10分の6及び10分の8の区域
	10分の10の区域
	10分の15及び10分の20の区域
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10及び10分の15の区域
	10分の20の区域
	10分の30の区域
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
	10分の30の区域
近隣商業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
準工業地域	10分の10、10分の15及び10分の20の区域
用途地域の指定のない区域	10分の5、10分の8、10分の10及び10分の20の区域

2 法別表第4(ろ)欄の四の項イ又はロのうちから指定するものは、法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が10分の5及び10分の8の区域内にあってはイとし、10分の10及び10分の20の区域内にあってはロとする。

3 法別表第4(は)欄の二の項及び三の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

兵庫県条例第5号

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（以下「住宅宿泊事業」という。）の実施を制限する区域及び期間を定めるとともに、同条第4項に規定する住宅宿泊事業者（以下「住宅宿泊事業者」という。）が講ずべき措置等を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

(区域及び期間の制限)

第2条 住宅宿泊事業は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間には、実施してはならない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域 4月1日から翌年3月31日までの期間
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域 4月1日から翌年3月31日までの期間
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）第61条第1項に規定する景観地区 4月1日から翌年3月31日までの期間
- (4) 温泉法（昭和23年法律第125号）第29条の規定により指定された地域 金曜日の正午から翌週月曜日の正午までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間（以下「週末等の期間」という。）、7月1日正午から9月1日正午までの期間（以下「夏期」という。）並びに11月1日正午から翌年4月1日正午までの期間（以下「冬期」という。）
- (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園及び兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域 週末等の期間、夏期及び冬期
- (6) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された景観形成地区及び同条例第15条第1項の規定により指定された広域景観形成地域 週末等の期間、夏期及び冬期
- (7) 前各号に掲げる区域に近接する区域その他の区域であって、前各号に掲げる区域に準じて住宅宿泊事業の実施を制限することが特に必要であるものとして規則で定める区域 規則で定める期間

2 知事は、前項第7号の規則を定めようとするときは、あらかじめ、当該規則で定めようとする区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。

3 市町長は、第1項第1号から第6号までの規定により住宅宿泊事業の実施が制限される区域内において、土地利用の状況、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案し、これらの規定による制限により難しい区域があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該区域において住宅宿泊事業を実施してはならない期間の制限を解除し、又は緩和するよう知事に申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出があった場合において、その必要があると認めるときは、当該申出に係る区域について、住宅宿泊事業を実施してはならない期間を別に定めることができ

る。

- 5 知事は、前項の規定により区域及び期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。
(設備基準等)

第3条 住宅宿泊事業者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第3条第3項第1号イ又はロに掲げる設備を届出住宅(法第2条第5項に規定する届出住宅をいう。以下同じ。)に設置してはならない。

- 2 住宅宿泊事業者は、宿泊者の衛生及び安全の確保並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関する規則で定める基準を遵守し、住宅宿泊事業を適正に運営しなければならない。
(周辺住民への説明等)

第4条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、当該住宅宿泊事業の内容を周知するため、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める周辺住民その他の関係者(以下「周辺住民等」という。)に対し、説明会の開催その他規則で定める措置を行わなければならない。

- 2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、前項の規定による説明会の開催その他同項の措置を行った場合において、周辺住民等から当該住宅宿泊事業の実施に関し意見又は要望があったときは、適切かつ迅速に対応するものとする。
- 3 住宅宿泊事業を営もうとする者は、前2項の規定による取組を通じて周辺住民等の理解が得られるよう努め、その理解の下に住宅宿泊事業を適正かつ円滑に実施することができるようにしなければならない。

(届出)

第5条 法第3条第2項の届出書には、前条第1項の規定により開催した説明会の内容及び同項の規定により行った措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(協力の要請)

第6条 知事は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、廃棄物の処理等に関し、周辺地域の生活環境の悪化を防止するため、関係市町長に対し、必要な協力を要請することができる。

(建築基準条例等との関係)

第7条 建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)その他の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく県の条例又は規則の規定において「住宅」、「長屋」、「共同住宅」又は「寄宿舍」とあるのは、届出住宅であるものを含むものとする。

(補則)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項並びに第4条の規定は公布の日から、附則第3項の規定は同年3月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 新たに第2条第1項各号に掲げる区域(以下「制限区域」という。)に該当することとなった区域において、当該区域が制限区域に該当することとなった際に法第3条第1項の届出をして住宅宿泊事業を営んでいる者は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める期間においても引き続き住宅宿泊事業を実施することができる。
- 3 法附則第2条第1項においてその例によることとされる法第3条第2項の届出書には、第4条第1項の規定により開催した説明会の内容及び同項の規定により行った措置の内容を記録した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。